

管老送 8 第 1 号 送水管布設工事

1 技術評価を行う項目について

入札に際し、価格以外の評価を行う項目は、以下のとおりです。

- (1) 工事の施工能力 ○簡易な施工計画 ○工事成績 ○総合評価方式受注件数
○同種・類似工事の施工実績
○配置予定技術者の能力 ○指名停止
- (2) 客観的な優良性 ○ISO 等の認証

2 技術資料の提出について

(1) 提出する資料

入札参加申請者は入札に際し、価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を提出してください。

- ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第 1 号）
- イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）
- ウ 簡易な施工計画書（別記様式第 4 号）

(2) 技術評価点に加算する同種・類似工事の施工実績規模等

＜企業としての実績＞

口径φ100mm 以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事で 100m 以上の施工実績。（ただし、仮設管工事を除く。）

＜配置予定技術者の実績＞

口径φ100mm 以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事で 50m 以上の施工実績。（ただし、仮設管工事を除く。）

(3) 技術評価点に加算する施工実績などの期間

同種・類似工事の施工実績については、竣工日が平成 23 年度以降で公告日以前の実績を記載してください。

(4) 簡易な施工計画で求める所見

推進工法における施工管理 と 交通対策 についての提案にあたり、どのように実施するのか、具体的に記載してください。

3 (3) ④ 提案内容についての注意点 に留意して作成してください。

(5) 提出方法

新潟市の電子申請システムにより提出してください。

申請窓口 : 新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA) より提出してください。

電子申請システム (<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home>)

手続名称 : 水道局建設工事総合評価方式の技術資料等の提出（特別簡易、簡易型）

技術資料の様式については、上記手続のページに掲載していますので、該当するものをダウンロードしてください。

提出する技術資料については、必要事項が記入されているか確認の上、ファイル形式を pdf に変換して添付してください。

なお、要領・様式等は随時更新していますので、技術資料提出の際は最新のものを確認し、ご利用ください。

また、提出後受理された技術資料の変更や修正は認めません。

(6) 電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

電子申請システムや電子承認に不具合が発生し、以下のいずれかに該当する場合は、紙による技術資料の提出を認めることとします。

- ①電子申請を行うための I C カードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、I C カードの再発行の申請予定又は申請中の場合。
- ②有資格業者側に不測のシステム障害が発生し、締切に間に合わない場合。
- ③その他、紙による技術資料の提出を行うことがやむを得ないと認められる場合。

障害等が発生し、電子申請システムによる提出が困難な場合は、「総合評価方式における電子申請システムにかかるシステム障害等の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 1 日付 新水技第 196 号) によるものとします。

電子申請システムによる提出が困難な入札参加者は、新潟市水道局総務部技術管理室へ「紙による技術資料の提出承諾願」を「(7) 提出期間」の最終日午後 3 時まで F A X 等で提出し、紙により技術資料を提出できることの承諾を受けてください。紙により技術資料を提出する際は、「紙による技術資料の提出承諾願」に対して F A X 等で発行される「承諾」の写しを添付し、提出期間内に新潟市水道局総務部技術管理室に原則持参してください。

「紙による技術資料の提出承諾願」の提出について、指定時間を過ぎて提出されたものは承諾しません。また、提出時に「承諾」の確認ができない場合は受理しません。

(7) 提出期間

令和 8 年 9 月 1 1 日 8 時 3 0 分 ～ 令和 8 年 9 月 1 5 日 1 7 時 0 0 分

(8) 注意事項

提出期間外に届いたものは無効とします。

提出期間に複数の提出があった場合、一番最後に届いたもので評価します。

電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて、紙により技術資料を提出する場合についても提出期間の変更はありませんのでご注意ください。

(9) 入札の失格

提出された簡易な施工計画書が白紙または他社の計画書と同一であるなどの不適切な場合や、電子申請時の申請者名が契約権限者でない、提出期間内に技術資料の提出がないなど、上記の要件に違反した場合は、技術資料の評価対象外または失格となりますので充分ご注意ください。

3 技術資料の作成について

工事成績以外の技術評価点は提出された技術資料（別記様式）により算定します。

内容を証明する書類の提出は不要とします。

また技術資料について、確認の問い合わせを行う場合があります。

（１）地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第１号）

①「ＩＳＯ等の認証実績」について

本工事への競争入札参加の申し込み時点で、ISO9001 及び ISO14001・エコアクション 21 のうち、認証取得しているものに○を付けてください。なお、有効期限が入札日以前のものは、認証実績としては認めません。

②「同種・類似工事の実績」について

「２ 技術資料の提出について」で示した工事の実績があれば記入してください。

契約金額は、最終契約金額（消費税込み）を記入して下さい。

③電子申請時の添付書類ファイル名について

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されています。ファイル名は【案件番号】＋【業者コード】＋【様式名】としてください。

例）2011100001 0000123456 yousiki1.pdf

（２）配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第２号）

①配置予定技術者について

本工事の「入札公告」の条件を満たす技術者の法定資格名を記入してください。特例監理技術者、特例監理技術者補佐の配置を希望している場合、特例監理技術者、特例監理技術者補佐も配置予定技術者として記載してください。

なお、工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、下記の国家資格を有する場合又は技術士の資格を有する場合は、加点対象となります。

１級国家資格：１級土木施工管理技士又は１級建設機械施工技士

②配置予定技術者の同種・類似工事実績について

「２ 技術資料の提出について」で示した工事の実績があれば記入してください。

本工事の入札参加企業以外での施工実績についても認めます。

契約金額は、最終契約金額（消費税込み）を記入して下さい。

③配置予定技術者が特定できない場合について

技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができます。

評価については、各候補者のうち資格等の評価の合計点が最も低い技術者で評価します。それぞれの項目を異なる技術者により評価するものではありません。

④配置予定技術者の変更について

「現場代理人及び技術者等の適正配置について」（令和５年４月１日適用）９．現場代理人及び技術者等の変更についてのとおりです。なお、変更については、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選任しなければなりません。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は、技術資料に記載した配置予定技術者でなくてもかまいません。その場合、技術力（資格及び実績）が同等以上の技術者でなければなりません。

⑤電子申請時の添付書類ファイル名について

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されています。

ファイル名は【案件番号】＋【業者コード】＋【様式名】としてください。

例) 2011100001 0000123456 yousiki2.pdf

(3) 簡易な施工計画書（別記様式第4号）

①施工上の課題について

この総合評価方式個別説明書の「2 技術資料の提出について（4）簡易な施工計画で求める所見」で示した内容を転記してください。

②記述について

簡易な施工計画は、記述、イラスト・イメージ図とも別記様式第4号を使用して作成し、様式の変更（枠線の変更等）、欄外への記載は行わないでください。

文字は、10.5ポイント以上とし、文章は1枚に簡潔に記述してください。なお、文章を補完するためのイラスト・イメージ図は、1枚を限度として添付できます。

③記述についての注意点

- ・提出された施工計画の内容が、簡易な施工計画で求める所見と異なっている場合や、文章、イラスト図等が各々1枚を超えている場合は、評価点を0点としますのでご注意ください。
- ・簡易な施工計画書、イラスト・イメージ図の採点は白黒複写の資料で行います。資料の配色・強調表示等は、白黒複写で採点者が判断できるよう注意し作成してください。
- ・提出者（共同体の構成員を含む）及び協力企業等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）は記載しないでください。

④提案内容についての注意点

- ・設計書の施工条件総括表で記載されている基本的事項については、加対象としません。
- ・提案にかかる費用負担（増減とも）については、設計変更の対象としません。
- ・簡易な施工計画については提案を求めるものであり、地元各関係機関や自治会・住民などに対して調査や調整は行わないでください。
- ・契約後、受注者の責により、提出された技術資料の内容が満足できない場合は、契約解除もしくは工事成績評定における減点を行うことがあります。ただし、受注者の責によらない場合は、履行を免除することがあります。
- ・設計内容・施工条件を逸脱せず、真に実施できる提案をしてください。
- ・提案内容が曖昧で、実施内容が不明確な事項は、評価の対象となりません。
- ・提案内容が他社と同一又はその疑いがある場合には、失格及び処分の対象となります。

⑤電子申請時の添付書類ファイル名について

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されています。

ファイル名は【案件番号】＋【業者コード】＋【様式名】としてください。

例) 2011100001 0000123456 yousiki4.pdf

(4) 市町村合併に伴う実績評価

技術評価点に加算する施工実績について、対象とする期間中に工事を発注した事業体等が合併を行っている場合、実績については本工事の公告時点における事業体規模により評価いたします。

(5) 共同企業体の実績等の評価

共同企業体（以下、「企業体」という。）での施工実績及び工事成績等の評価については次の

ように取り扱います。

A) 企業体の構成員の実績がある会社が単独で入札に参加する場合

①施工実績について

同種・類似工事の施工実績を評価するとき、企業体の施工実績は、出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の実績と認めます。

例：A 社（代表者）、B 社、C 社の 3 社が企業体を構成し、建築延べ床面積 5,000 m² の工事を施工した場合の同種・類似工事の施工実績は、A 社（代表者）、B 社、C 社のそれぞれが、建築延べ床面積 5,000 m² の工事の実績があると認めます。

②配置予定技術者の施工実績について

配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績を評価するとき、企業体の出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の配置予定技術者の実績と認めます。

③工事成績について

工事成績を評価するとき、企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としません。

B) 企業体として入札に参加する場合

技術評価点のうち簡易な施工計画は企業体としての提案を評価し、その他は企業体の代表者のみの評価項目をもって評価します。

4 総合評価点算定基準

(1) 総合評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は次のとおりとします。

ア 価格評価点 80点

イ 技術評価点 19点

(2) 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により別表 A の評価項目及び評価基準に基づいて評価した得点の合計とします。

5 工事成績

工事成績については、新潟市水道局における平成 17 年度（新潟市合併）以降、集計済み工事成績の指定する工(業)種のうち最新 3 工事分の平均点により評価を行います。

指定する工(業)種：土木一式

なお、総合評価に係わる工事成績の問合せには応じません。

※工事成績：工事成績評定通知書における別表 1 の評定点合計

※集計済み工事成績が 3 工事に満たない場合は、その数の平均点とする。

6 指名停止

指名停止の開始日が令和 6 年 4 月 1 日から公告日まで存在する場合、指名停止ありとします。新潟市水道局による指名停止のみを対象とし、他機関、他市区町村、他事業体によるものは対象としません。

7 総合評価方式受注件数（減点方式）について

総合評価方式受注件数については、令和 8 年度の総合評価方式簡易 ii 型発注工事を本工事の開札までに契約または落札候補者となった工事件数により評価します。受注回数の取り扱いについては以下のとおり。

（１）工（業）種・種目の区分について

「総合評価方式受注件数(減点方式)」を評価項目に採用している簡易 ii 型の発注であれば、工（業）種・種目については区別せず受注実績として回数を数えます。

（２）総合評価点 1 位の業者が複数の場合について

総合評価点 1 位の業者が複数となった場合には、くじ引きによって落札候補者が決定されます。この段階で、くじ引きに外れた業者は受注実績の回数に数えません。また、くじ引き前に辞退した場合も同様に回数に数えません。ただし、くじ引きにより落札候補者となった後に辞退した場合は、受注実績として回数を数えます。

（３）共同企業体での受注実績について

総合評価方式における共同企業体での受注実績については、共同企業体の代表者及び構成員を問わず回数を数えます。

（４）複数案件の落札候補者となった場合について

①開札日が異なる複数案件において落札候補者となった場合

総合評価方式における受注実績の回数については、開札日の早いものから数えます。

②開札日が同日の複数案件において落札候補者となった場合

総合評価方式における受注実績の回数については、以下に示す優先順位により数えます。

- ・優先順位 1 位 公告日
- ・優先順位 2 位 案件番号（10 桁の数字）の若い番号

（５）落札候補者となった後の審査により失格となった場合

落札候補者となった後に提出された技術資料の証明における審査で、記載事項が確認できないなどの不備があった場合には、失格処分や総合評価点の修正が行われます。この場合、受注実績としては審査が落札候補者となった後に行われるため、回数に数えます。

（６）受注回数の取り消し・復元について

落札候補者となり、一旦、総合評価方式の受注実績として回数を数えた場合には、発注者に責がある場合を除いて取り消し・復元を行いません。

8 総合評価に関する結果の公開及び疑義の照会

（１）公開予定期日及び公開場所

- ア 公開予定期日 令和 8 年 10 月 2 日
- イ 公開場所 新潟市ホームページ（契約課のページ）

（２）疑義照会の提出方法

疑義がある場合は、疑義の内容を記して下記メールアドレスまでメールで提出してください。
メールアドレス：（技術管理室） gijyutsu.ws@city.niigata.lg.jp

（３）疑義照会の提出期限

公開日の翌日から起算して 3 日（閉庁日を除いた日数）目の 17 時まで

9 技術評価点の審査

技術評価点の審査は、落札候補者のみに行います。提出した技術資料の内容を証明する書類は、入札参加資格審査書類と同時に提出していただきますので、落札候補者公開後に提出できるよう準備しておいてください。

(1) 審査書類

①ISO 等の認証実績について

取得を証明できる登録証等の写し

②配置予定技術者の有する資格

雇用関係を証明できる保険証・証明書等の写し

資格を証明できる資格者証・証明書等の写し

③企業・配置予定技術者の同種・類似工事实績について

別表Bに掲げる書類

※技術資料の内容を証明する書類の不備等で証明できない場合は、技術評価点を変更し、落札候補者の取り消しを行う場合があります。

また、内容によっては虚偽記載に該当し、指名停止になる場合もありますのでご注意ください。

別表 A

評価項目及び評価基準

①工事の施工能力

【技術評価点の最高 19 点】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
簡易な 施工計画	解決策の効果	特に優れた効果がある。	4.5	／ 6
		一般的又は期待した効果がある。	2.0	
		ほとんど効果がないか又は記述量が非常に少ない。	0	
	課題の理解度	課題を工事内容や現場条件等も合わせ考えて的確に理解している。	0.5	
		ある程度理解している。	0.3	
		ほとんど理解していないか又は記述量が非常に少ない。	0	
	課題解決に対する意欲	現場をよく調査した内容であり、強い意欲を感じる。	0.5	
		強くも弱くもない一般的な意欲である。	0.3	
		ほとんど意欲を感じないか又は記述量が非常に少ない。	0	
	独自性	効果が期待できるもので、しかも他社にない独自の工夫や発想の転換がある。	0.5	
		他社にない独自の工夫とまではいえないが、自社あるいは自分の知識や経験に基づいて工夫している。	0.3	
		ほとんど工夫が見られないか又は記述量が非常に少ない。	0	
工事成績	新潟市水道局における平成 17 年度(新潟市合併)以降集計済み工事成績の指定する工(業)種のうち最新 3 工事分の平均点 a (小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止)	85 点以上	5.0	／ 5
		65 点以上 85 点未満	$(a-65) \times 0.25$	
		65 点未満 (マイナス評価とする)	$(a-65) \times 0.5$	
		実績なし	0	
総合評価 方式受注 件数 (減点方式)	総合評価方式簡易 ii 型における当該年度の受注件数	受注実績が無い	2.0	／ 2
		受注件数が 1 件ある	1.5	
		受注件数が 2 件ある	1.0	
		受注件数が 3 件ある	0.5	
		受注件数が 4 件以上ある	0	

同種・類似 工事の 施工実績	過去 15 ヶ年度の同種 類似工事の施工実績 (案件ごとに具体的に 定める)	国、県、政令市、新潟市発注工事の元請施工実績がある。	1.0	／ 1
		上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	
		実績なし	0	
配置予定 技術者の 能力	主任（監理）技術者の 有する資格	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1 級の国家 資格を有する者又は技術士の資格を有する者。	1.0	／ 2
		上記以外の資格	0	
	過去 15 ヶ年度の同種 類似工事の施工実績 (案件ごとに具体的に 定める)	国、県、政令市、新潟市発注工事の元請施工実績がある。	1.0	
		上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	
		実績なし	0	
指名停止	過去 2 ヶ年度に指名停 止をうけた	指名停止なし	2.0	／ 2
		指名停止あり	0	

②地域貢献度

地域内拠点	事業所（本社）の存否	事業所（本社）が新潟市内に存在する。	2.0	／ 2
		事業所（本社）が新潟市内に存在しない。	0	

③客観的な優良性

ISO 等の認 証	認証取得の有無	ISO9001、環境認証制度（ISO14001 又はエコアクション 21）の認証を受けている。	1.0	／ 1
		認証なし	0	

別表 B

(技術評価点審査に係る書類)

以下の書類で工事内容・規模が確認できない場合は、加点できません。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。

○施工実績を証明する書類

I 公共発注機関の場合		
ア～ウのいずれか	ア	①一般財団法人日本建設情報総合センターに工事实績として登録（CORINS登録）されている登録内容確認書（工事实績） ② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の内容・規模などが判断できないときは、①に加え図面など確認できるもの
	イ	発注機関が発行した「工事实績証明書」（写しでも可。ただし個別公告の申請申込締切日前1年以内に発行されたものに限る。）
	ウ	契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・受注者名等が確認できること）及び図面など工事の内容・規模などが確認できるもの
II I 以外の場合		
契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・受注者名等が確認できること） 及び一般図（工事内容が判るもの） 一括下請けがなかったことを証明する書類		

○配置予定技術者の施工実績を証明する書類

I 公共発注機関の場合		
ア～ウのいずれか	ア	①一般財団法人日本建設情報総合センターに工事实績として登録（CORINS登録）されている登録内容確認書（工事实績） ② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の内容・規模などが判断できないときは、①に加え図面など確認できるもの
	イ	発注機関が発行した「工事实績証明書」（写しでも可。ただし個別公告の申請申込締切日前1年以内に発行されたものに限る。）
	ウ	契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・受注者名等が確認できること）及び配置技術者を確認できるもの
II I 以外の場合		
契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・受注者名等が確認できること） 及び配置技術者と工事内容を確認できるもの 一括下請けがなかったことを証明する書類		

なお、担当技術者としての工事实績の場合には、併せて担当した技術(管理)的な内容が判る書類（施工計画書の写し等で技術者の役割が判る部分）を必ず添付して下さい。

※ 一括下請けがなかったことを証明する書類

- ・ 契約書に一括下請禁止事項があれば契約書の写し
- ・ 契約書に一括下請禁止事項がなければ、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書